

北東アジアの平和を実現する上で必要とする重要な国際法

朝鮮社会科学院法律研究所研究員 リ・ギョンナム

金日成主席は以下のように教示した。

「わが党と人民は世界の平和を愛護する人民と共に、帝国主義者の侵略と戦争策動に反対して確固として戦っています。特に、朝鮮半島を始めとする北東アジア地域における戦争危険を排除し、平和を守るために積極的に戦っています。」¹

侵略と戦争のない平和的な世界で自由に生活するのは、人類の終始一貫した念願であり、共同の志向である。しかし、支配主義勢力の絶えない侵略と無謀な戦争準備策動によって、人民大衆のこの世紀的な念願と志向は未だに実現されていない。支配主義者は過去の世紀においてもそうだったが、近年に入っては社会的進歩と平和を望む人民の意思に逆らって、世界制覇のための侵略と戦争策動により執拗に執着している。

支配主義勢力の新たな戦争挑発策動によって、世界のすべての大陸、すべての地域が常に侵略の脅威をうけており、特に北東アジア地域、具体的には朝鮮半島ではいつ戦争が起きるか分からない、極めて緊張した情勢が作られている。その結果、世界の平和と安全は深刻に蹂躪されており、地球上では侵略と戦争の危険が消えずにいる。戦争を防止し、平和を守ることは、現代の厳粛な要求であり、この要求は北東アジア地域でより切実である。

北東アジア地域において、平和を保障するための重要な要求は、戦争を防止するための国際法的手段をより完成させていくことである。侵略と戦争が国際法に許容されないこととして認められ始めたのは20世紀の初期である。20世紀初期まで、戦争は国家紛争問題を解決するための合法的な手段として認められており、それによって国家は任意の時期に戦争を開始する権利を持っていた。

1928年から一部の国家が「国家政策の手段としての戦争」を禁止することに関する「不戦条約」²を締結した。この条約で初めて、締結国は国際紛争問題を解決するため、戦争に依拠することを放棄し、それを平和的な方法で解決する義務を持つ、と規定した。しかし当時、このような条約が締結されるようになったのは、侵略戦争を根絶するためではなく、任意の時期に起こり得る自国に対する他国からの侵略を防ごうとすることにあり、また他国に対する自国

の侵略を合法化しようとすることにあった。

しかし、この条約が締結された後もファシヨ国家は他国に対する侵略の企図を一瞬間も放棄しようとしなかった。イタリアと日本はこの条約に署名したが、エチオピアと中国に対する侵略を挑発した。また、ドイツのファシストたちは世界制覇の野望の下で、第2次世界大戦を引き起こし、人類に莫大な人的、物的被害と巨大な文化的損失を与えた。人類に数えきれない苦痛と悲しみを与えた侵略と戦争の惨禍を体験しながら、人類は世界の平和と安全がどんなに貴重であるかを痛感するようになり、世界平和と安全保障のため、より強力な国際法的措置を取るため努力した。その代表的な表れが国際連合の創立と平和保障のための国際法的文書の採択である。

国際連合憲章は侵略戦争を違法な行為、犯罪行為として明確に規定した。これは、侵略戦争に対して正しく規定した最初の国際法的文書であった。国際連合憲章第1条1項では、国際連合が「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によってかつ正義及び国際法の原則に従って実現すること。」を己の目的にしていると規定した。そして、第2条3項では「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」を活動原則にすると規定している。

平和と安全を念願する人類の努力は、国際連合の憲章が採択された以後も、平和を保障するための制度的基礎を作る数多くの国際条約と国際法文献が採択され、またそれが現代国際法の重要な構成部分となっていることを通じてもよく分かることができる。しかし、平和と安全を念願する人類の努力の成果として採択された国際条約は支配主義者の侵略と戦争策動を防止する効果的な抑制手段にはなっていない。むしろ、支配主義者は冷戦終了後、政界の平和と安全の基礎となっている国際関係の基本原則を乱暴に違反しながら、もっと傲慢無礼かつ恥知らずに行動しており、それによって世界にはテロと反テロの悪循環が継続され、

¹ 『金日成全集』83巻、512頁（朝鮮語版）

² 【訳者注】「戦争放棄ニ関スル条約」

人民の平和的な人生と発展は嚴重な危険に曝されている。

特に、今日の北東アジア地域は世界的に最も先鋭な緊張激化状態が最も長く持続されている焦点地域、世界の平和と安全の実現において重要な意義を持つ地域のひとつとなっている。

侵略と戦争に反対し、平和を望む時代の流れ、人類の念願に相反して、北東アジア地域で緊張状態が常時的に持続されていることは、この地域の大国の利害関係が先鋭な対立のもとにあり、核戦争の危険が最も高いところからである。北東アジアの平和と安全は世界の平和及び安全と直結しており、北東アジアの平和を実現することは世界の平和と安全を実現することにおいてもっとも重要な意義を持つ。

北東アジアの平和を実現する上で必要とする重要な国際法はまず、全般的かつ完全に軍備を縮小させることを基本内容とする国際法規範を制定することである。軍備増強は国家間の信頼を破壊させ、軍事的対決状態をもっと危険な水準まで引き上げることは、緊張状態を激化させ、平和を脅かす行為であり、勤労者の大変な努力（血と汗）で成り立った物質的な富を戦争手段の生産に使う行為である。今日、北東アジア地域においては、どの地域よりも明らかに軍備増強に力を入れており、その規模と速度も前例になく高まっている。地域覇権を争う大国らの策動により継続して拡散しているこのような軍備増強傾向を停止させ、全般的かつ完全な軍備撤廃を実現することは北東アジアの平和を保障するための重要な要求である。

過去に北東アジア地域においては、一部の個別の国々の軍備を縮小することについて呼びかけたり、一方的に軍隊を縮小したりするケースがあったが、それは各々の国家の政治軍事的利害関係を反映したものであり、言葉通り呼びかけあるいは勧告的な性質を帯びたに過ぎず、北東アジア地域全体の平和を保障するための拘束力のある国際法的規範の樹立を目的とする提起ではなかった。

北東アジアにおいて、絶えず増えている軍備拡大の趨勢を軍備縮小方向に変えるためには、一国あるいは二国だけが参加する限定された形式の規範ではなく、北東アジア地域のすべての国を網羅する包括的な軍備縮小条約を制定すべきである。

北東アジアの平和を実現する上で必要とする重要な国際法は、朝鮮半島の非核化を国際法的に保障する法律的措施を取ることである。国際法における非核地帯とは、核兵器が生産されず、また配置されず、どのような場合でも、そして誰の核兵器によっても脅かされない地帯を意味する。このような地帯を創設するには、該当地域内の国家は核兵

器を生産、貯蓄、獲得すべきではなく、他の国の核兵器が自分の領土に配置され、また出入りするのを許可しないことについて、義務を持つべきである。そして、核保有国は非核地帯に属された国に核兵器を譲渡または配置せず、また核兵器でその国を脅かすべきではない。もし、核保有国が非核地帯に属する国家に、協定により軍事的協力交流を行う場合でも、その国を核兵器で武装させてはいけない。

このような義務と保障を内容とする法的制度が樹立されれば、非核地帯を創設することができる。

これまで、非核地帯は核列強の対立関係が深刻ではなく、核兵器が生産配備されていないところで創設された。非核地帯は核戦争の危険を除外するために創設するものであるため、核戦争の危険の高いところから創設すべきである。特に、戦術及び野戦武器のような使用可能性の最も高い核兵器が先導的に配備され、核戦争の危険が最も高いところから優先的に創設すべきである。

こんにち、核戦争が起きる可能のある最も危険なところは北東アジアの朝鮮半島である。朝鮮半島が核戦争の危険が最も高いところになるのは、朝鮮半島とその周辺地域が政治軍事的対決状態の最も先鋭なところであり、またそのようなところに対する膨大な戦術及び野戦核兵器が展開されていることと関連する。これまで、朝鮮半島には世界のどの地域でも見当たらない、極めて先鋭な緊張状態が作られてきた。朝鮮半島において、停戦が実現されてから60年になるが、戦争状態は終結していない。朝鮮半島においては、軍事分界線を挟んで膨大な武力が互いに配備されており、また米国と南朝鮮の当局はわが共和国に反対する対決騒動と軍事的挑発行為を絶えず敢行している。そのため朝鮮半島には、どのような偶発的な要因によっても再び戦争が起こりうる嚴重な情勢が作られている。

朝鮮で戦争が再び起これば、それは直ちに熱核戦争になりうる。その理由は、米国が朝鮮半島の地理的位置からこの地域を通常武器だけではなく、戦術核兵器も同時に使用する可能性の高い地域と見なし、その地域で核戦争訓練を絶えず行って来ており、米国の大朝鮮核圧殺策動に対置して、朝鮮民主主義人民共和国も強力な自衛的核抑制力を備えたからである。このような条件により、朝鮮で戦争が起これば、それは直ちに核戦争となるはずであり、一つの国で核戦争が起これば、不可避的に多くの国でも核惨禍を受けるようになる。

したがって、朝鮮半島を非核化させることは北東アジア、ひいては世界の平和と安全を実現する上で必要であり、そのために至急に整備すべきなのは国際法である。北東アジアの平和を実現していく上で重要な国際法的要求は、軍事

ブロックを解体し、外国の軍事基地と外国軍隊を撤退させることである。軍事ブロックは平和と安全を常に脅かす要因である。軍事ブロックが膨大な武力を持って合同軍事演習で他の国を脅かす状況においては、国際的な緊張状態を緩和することができず、平和と安全が保障できない。外国の軍事基地と外国軍隊の駐屯も同様である。そもそも、他の国に軍事基地と軍隊を置くことは民族の自主権と領土安定に対する侵害である。

侵略的軍事基地が双務的条約あるいは片務的条約に基づいて設定されたかどうかに関係なく、個々の国はそれを撤収させる自主的権利を持つ。これは国際連合憲章第1条、56条、76条により規定された合法的権利である。しかし北東アジアにおいて、特に朝鮮半島をめぐる、米国は米、日、南朝鮮との3国軍事同盟の樹立を積極的に進めており、

北東アジアの諸地域に彼らの軍隊と軍事基地を駐在させ、この地域住民の自主権を侵害している。これは、北東アジアの平和を不安定させる重要な要因となる。

北東アジアの平和を実現するためには、北東アジア地域で軍事ブロックを解体し、すべての外国の軍事基地を撤廃し、外国軍隊を撤収し、将来他の国の領土に軍事基地を設置し、軍隊を駐屯させることを禁止する包括的な規範を作り、協議するため努めるべきである。

世界の平和を愛護する国家と人民が自主性の旗を高く持ち上げ、自主的で平和な新たな世界を建設するため、力を合わせ戦えば北東アジア、世界平和と安全を実現するための国際法的秩序が樹立されるはずであり、人類の生存と発展にもっと有利な環境と条件が備えられるはずである。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]